

基監発第0423005号

基徴発第0423013号

平成19年4月23日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

労働保険徴収課長

「タクシー事業者等に対する法令遵守に関する指導における
地方運輸機関との連携について」の一部改正について

標記について、平成18年2月17日付け基監発第0217001号・基徴発第0217001号「タクシー事業者等に対する法令遵守に関する指導における地方運輸機関との連携について」（以下「内かん」という。）において通知しているところであるが、「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業」が平成18年度をもって終了し、平成19年度から「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」が開始されることを踏まえ、下記のとおり改正し、平成19年4月23日から運用することとしたので、了知の上、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

なお、国土交通省自動車交通局旅客課長名通達については、下記の改正を行うよう同省に対し要請したところであるので、念のため申し添える。

記

- 1 内かんの記の3、別紙1及び別紙2に記されている「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業」を「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」に改める。
- 2 内かんの記の3に記されている「全国労働基準関係団体連合会都道府県支部」を「受託団体（平成19年度においては、社団法人全国労働基準関係団体連合会都道府県支部）」に改める。

3 内かんの別紙2に記されている「あなたの会社の労働条件の整備をお手伝いします」を「安心・安全の職場づくりお手伝いします」に改める。